

# 大和郡山市におけるケアマネジメントに関する基本方針

## 策定の趣旨

大和郡山市では、市、介護支援専門員、地域包括支援センター等ケアマネジメントに携わるすべての職員が、専門的な知識による高齢者の実態把握や課題分析、多職種との積極的な連携や協同の取り組みによる多様な視点から、お互い共通認識をもって介護等が必要な方の自立支援・重度化防止に向けた支援を行えるように、「大和郡山市ケアマネジメント基本方針」を策定しました。

この基本方針を基に、介護等の必要な方が、尊厳を保持し、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めることができ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービス等の給付を行うことを目指します。

## －居宅介護支援に関する基本方針－

- 1 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう公平中立に行います。
- 4 事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護(介護予防)支援事業者、介護保険施設、(障害者総合支援法に規定する)指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- 5 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- 6 自らの提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

## －介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する基本方針－

- 1 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう公平中立に行います。
- 4 事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、(障害者総合支援法に規定する)指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
- 5 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- 6 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護予防サービス計画を策定します。
- 7 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 8 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意します。
  - (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと
  - (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること
  - (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること
  - (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること
  - (5) 多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること
  - (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること
  - (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする
  - (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること